

お客様各位

株式会社 東洋
TEL:075-501-6616

事務所管理 R4(報酬請求) Ver.21.10 のリリース

Ver. 21.10 リリース日程変更の連絡とお詫び

「報酬請求 Ver. 21.10」および、顧問先管理 Ver. 21.10 を含めた「事務所管理 R4 Ver. 21.10」について、品質確保を目的としたソフトウェア検査の期間延長をさせていただきたく、つきましてはご案内していましたダウンロード公開日等の日程を以下のように変更させていただきます。

ダウンロード公開日 (E i ボードダウンロードマネージャー/マイページのダウンロード公開)

10/18 (月) → 11/8 (月)

オプションの CD 保守契約 CD 送付開始日

10/26 (火) → 11/16 (火)

お客様にご迷惑をお掛けいたしますこと、深くお詫び申し上げます。

機能改善等に対応した、事務所管理 R4 (報酬請求) Ver. 21.10 のリリースについてご連絡いたします。
以下の内容は変更される可能性があります。あらかじめご了承ください。

1. 発行プログラムと対象バージョン

システム名	リリースバージョン	データ変換対象バージョン	保守加入対象バージョン(※)
事務所管理 R4 (報酬請求)	Ver. 21.10	Ver. 15.10以降	Ver. 20.10以降

保守可能対象バージョン(※)：顧問先管理プログラムを含めた「事務所管理 R4」のバージョンになります。

事務所管理 R4 (顧問先管理) も Ver. 21.10 をリリースします。

顧問先管理を Ver. 21.10 にバージョンアップする場合は、報酬請求も Ver. 21.10 にバージョンアップしてください。

※ライセンスが変更になります。21.1 用のライセンスが必要です。

報酬請求のライセンスについて

報酬請求は、顧問先管理のライセンスを使用します (顧問先管理と報酬請求のライセンスは共通です)。

ライセンス認証は、顧問先管理および報酬請求インストール後、Ei ボードまたは報酬請求のいずれかの起動時に表示される「ライセンス取得画面」で行います。なお、報酬請求でライセンス認証する場合は、先に顧問先管理を Ver. 21.1 にバージョンアップしてください。

※R4 シリーズのアプリケーションを初めてセットアップする際、E i ボードが自動でセットアップされます。

※ネットワーク環境でご利用の場合は、別途 [ネットワーク基本ライセンスサーバー版] および 接続端末台数分の [ネットワーク基本ライセンス クライアント版] が必要です。アプリケーションは同時接続数ライセンス仕様となります。

※Ei ボードは Ver. 21. 10 以上が必要です。

2. リリース時期（予定）

2-1. E i ボードダウンロードマネージャーの公開

2021 年 11 月 8 日（月）

2-2. マイページのダウンロード公開

2021 年 11 月 8 日（月）

※マイページからの提供は、顧問先管理プログラムを含めた「事務所管理 R4 Ver. 21. 10」になります。

2-3. オプションの CD 保守契約 CD 送付開始予定日

2021 年 11 月 16 日（火）

※顧問先管理プログラムを含めた「事務所管理 R4 Ver. 21. 10」になります。
なお、事務所管理 R4 の場合、収録容量の都合により媒体は DVD になります。

3. プログラムの対応内容（予定）

3-1. 顧問先設定：CSV ファイル出力／取込による設定項目の一括変更機能の新規追加

顧問先設定で顧問先ごとに設定されている計算や出力の条件項目等について、CSV ファイル出力／取込による一括変更に対応します（顧問先一括メンテナンス機能の新規追加）。

顧問先一括メンテナンス機能より出力した CSV ファイルを EXCEL 等で修正し、そのファイルを取り込んで各顧問先の設定内容を一括で更新します。

顧問先設定の次のタブの項目が対象となります。

- ・振込先／入金処理（「報酬振込先」は除く）
- ・消費税／源泉税 ※税理士法人のときは[消費税]タブ
- ・帳票出力変更（請求）（「コメント」は除く）
- ・帳票出力変更（その他）（「支払調書」は除く）

3-2. 所得の内訳書／支払調書：出力方法の設定の分割対応（金額と源泉所得税等）

所得の内訳書と支払調書の出力方法の設定（未収分を内書きする／請求した分を出力する／入金された分を出力する）について、会計事務所設定の[印刷設定（その他）]タブの「金額と源泉所得税等の出力方法」の設定を、金額（収入金額/支払金額）と源泉所得税等のそれぞれの設定項目に分割します。

なお、税理士法人の場合は、元々支払調書の「金額の出力方法」のみの設定のため変更はありません。

3-3. 伝票入力画面：入金伝票の自動振替分の誤設定防止の対応

会計事務所設定の[処理設定]タブで「自動振替：使用しない」と設定されているデータの場合は、伝票入力画面（入金伝票）では「自動振替分：消し込まない」のまま変更できないように対応します。

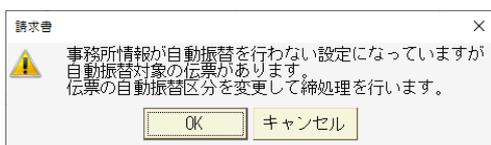
区分 ※	伝票番号	日付 ※	入金区分 ※	金額	手数料等	自動振替分	次回の請求に
入金 ▼	2	令和 3年 9月 1日 ▼	現金 ▼	100,000		消し込まない ▼	含めない ▼

対応背景：

「自動振替：使用する → 使用しない」に変更したデータで、過去に登録済みの「自振：対象」の報酬伝票に対する入金を想定して、「自動振替：使用しない」の場合でも自振対象の入金伝票が登録できるようになっていました。

ただし、「自動振替：使用しない」のデータで自振対象の入金伝票を誤って登録すると、請求書の金額には影響しないため誤入力時には気付かず、消込金額上の未収金や過入金が発生する原因になることがありました（修正するには遡ってその入金伝票自体を訂正する必要があります）。

なお、報酬伝票の場合は、「自動振替：使用しない」のデータで「自動振替：対象」の伝票を登録しても、請求処理で以下のメッセージを表示して「自動振替：対象外」の報酬伝票に補正されます。



4. 電子帳簿保存法の改正対応について（対応予定なし）

令和 4年 1月 1日より「電子帳簿保存法」の見直し等による改正が施行されますが、報酬請求では改正対応が必要な機能はありません（電子帳簿保存法の改正に関する対応予定はありません）。

以上、よろしくお願いいたします。